

令和4年5月12日

保護者様

大阪市立美津島中学校  
校長 平尾 仁志  
(担当 : 事務室)

## 5月分 学校徴収金の納入について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、5月分学校徴収金納入について、次のとおりお知らせいたします。

### 1. 納入方法

- A) 口座振替のご家庭 ⇒ 5月26日(木)が口座振替日です。  
残高不足の場合、振替(引き落とし)ができません。  
前日までに必要額をご準備ください。  
※納入金額+手数料として10円が必要です
- B) 現金納入または口座振替ができなかった場合のご家庭 ⇒ 6月1日以降に納入通知書をお渡します。  
納入通知書をご持参のうえ、次のとおりお納めください

- ◎ 受付場所 : 事務室 (新館2階 職員室前)  
\* できるだけ、つり銭のいらないようにお願いします。  
\* お子さんを通じて納入される場合は、登校後速やかに納入するか、担任の先生に頂けるよう、お子さんに十分お伝えください。

### 2. 納入金額

5月分	1年生		2年生		3年生	
	生徒費	5,000円	生徒費	3,500円	生徒費	4,500円
	積立金	0円	積立金	0円	積立金	0円
	PTA会費	0円	PTA会費	0円	PTA会費	0円
	合計	5,000円	合計	3,500円	合計	4,500円

※現2・3年生で昨年度就学援助の認定を受けていた方は前年度繰越金が加算されます。

※個別事情で徴収金額が異なるご家庭には、別途お知らせをしていますのでご確認ください。

### 3. 令和4年度の就学援助が認定済み・現在申請中の学校徴収金の取り扱いについて

- \* 早期1申請で既に就学援助が認定済みのご家庭につきましては、生徒費の徴収はございません。
- \* 現在、早期2・一般1・一般2で就学援助を申請中のご家庭につきましては、ご希望に応じて、認否結果が通知される月まで、学校徴収金(生徒費に限る)の徴収を猶予させていただきます。徴収猶予を希望されるご家庭は、事務室までお申し出ください。(お申し出日によっては、学校徴収金猶予の設定が間に合わない場合があります事をご了承ください。)